

平成 24 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ディーブイエックス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 若林 誠
 (J A S D A Q ・ コード番号 : 3079)
 問合せ先 執行役員経営管理部長 平能 直弘
 電 話 03 - 5985 - 6827

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 22 日開催予定の第 26 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになった場合に、速やかに後任監査役が就任し員数を充足できるようにするため補欠監査役に関する規定を明記するとともに、当該補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間を伸長することならびに補欠として選任された監査役の任期を退任した監査役の任期の満了の時までとするため、現行定款について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線部が変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の員数) 第 32 条 当社の監査役は 4 名以内とする。 (新 設)	(監査役の員数) 第 32 条 (現行どおり) <u>2. 当社は、会社法第 329 条第 2 項の</u> <u>規定に基づき、法令に定める監査役</u> <u>の員数を欠くこととなる場合に備え</u> <u>て、補欠監査役を選任することがで</u> <u>きる。</u>
(監査役の選任) 第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって	(監査役の選任) 第 33 条 監査役および補欠監査役は、株主総

<p>選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する素定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役および補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>会社法第329条第 2 項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は退任した監査役の任期が満了するまでとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 6 月 22 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 24 年 6 月 22 日 (金曜日)

以 上